

会議の要旨

1 開催した会議の名称

令和5年度第2回精華町国民健康保険運営協議会

2 開催日時及び場所

令和5年10月31日（火）午後2時から午後3時まで
精華町役場 6階 審議会室

3 議題等

- 1 精華町国民健康保険税一部改正（案）について
- 2 令和5年度精華町国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

4 公開・非公開の別

公開（傍聴者 なし）

5 出席者

精華町国民健康保険運営協議会委員13名のうち出席者8名

出席委員

渡辺会長、飯田委員、檀上委員、山澤委員、永嶋委員、
藤木委員、山本委員、藤本委員

欠席委員

寺本副会長、新司委員、村島委員、古味委員、筒井委員

6 開会

委員13名中8名の出席により、過半数を上回っていることから、本協議会は成立

7 審議等の要旨

1 精華町国民健康保険税条例一部改正（案）について

改正の主な内容

出産する国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険税所得割額及び均等割額を減免する。産前産後期間相当分とは、出産（予定）月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産（予定）月の翌々月分とする。

質問・意見など

山本委員：令和4年度の国保での出産数は9件だが、町全体での出生数はどれくらいか。

事務局：町全体では180件程度であり、年々減少している。

山本委員：参考として、相楽管内での産婦人科医は50人程いたが、

今は15人にまで減っている。

渡辺会長：減免分の減収分は、補てんされるで良いか。

事務局：減免の減収分の2分の1は国負担、4分の1は府負担、4分の1は町負担となり、一般会計から繰入れる。

2 令和5年度精華町国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

補正予算額 954千円

補正後予算総額 歳入歳出それぞれ 3,247,464千円

補正内容は、上記1の出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税所得割額及び均等割額減免に伴うシステム改修費

質問・意見など

なし

審議結果

賛成全員

8 答申

9 閉会